

アジアの FTA

進行する「線」から「面」への動き

おか もと じ ろう
岡本 次郎

概 況

2006年7月から中断されていた WTO ドーハラウンド交渉が2007年2月に本格的に再開された。しかし加盟国間の入り組んだ対立構造には変化が見られず、結局2007年末までには合意に至らなかった。

このようななか、アジア諸国の多くは2007年も域内外で活発に自由貿易協定(FTA)を追求した。主流をなす二国間協定の動きとともに注目されるのは ASEAN を主体とする FTA である。先行している ASEAN 中国, ASEAN 韓国 FTA に加え、2007年11月に ASEAN 日本包括的経済連携(AJCEP)協定が最終合意に達したことで東アジア域内の ASEAN プラス1 FTA が出そろった。二国間 FTA を通した「線」での貿易投資自由化から ASEAN を核とした1国対地域あるいは地域対地域 FTA という「面」での自由化への動きが進行している。

日 本

対タイ経済連携協定(EPA)が2007年4月に署名され同年11月に発効した。日本がタイからの輸入額の92%の品目の関税を、タイが日本からの輸入額の97%の品目の関税をそれぞれ10年以内に撤廃する。タイは3000cc 超の自動車関税(現行80%)を2010年までに60%に引き下げ、自動車部品関税(現行15～30数%)は原則として2012年までに、鉄鋼製品関税も10年をかけて段階的に撤廃する。日本はマンガ、ドリアン、エビなどの関税を即時撤廃し、骨なし鶏肉関税(現行11.9%)を5年間で8.5%に引き下げる。コメは自由化の例外扱いとされ、砂糖については再協議される。また日本は金融、観光、調理師などサービス産業135分野で労働力の移動規制を緩和し、タイは経営・物流コンサルタント、製造業関連サービス(家電製品販売・修理など)などの分野で規制緩和を行う。2007年が協定発効から5年目となった対シンガポール EPA については、同年3月に改正議定書が署名され9月に発効した。この改正で日本は軽油、ポリプロピレンなどの石油化学

製品およびマンゴー、ドリアン、アスパラガスなどの即時または段階的関税撤廃を行う。シンガポールは主に邦銀の進出規制緩和を実施する。

2007年9月にフィリピン上院外交委員会で日本フィリピンEPA（2006年9月署名）の批准手続きが開始された。しかし審議は難航し、2007年末までには批准に至らなかった。日本企業への内国民待遇供与規定（土地所有や通信、運輸、放送事業参加など）の違憲性の有無、フィリピン人看護師・介護福祉士の滞日研修中の待遇などが議論の焦点となっている。日本の国会は2007年12月に同協定を承認している。対インドネシアEPAは2007年8月に署名された。インドネシアは日本からの輸入額の約90%の品目で関税を撤廃する（自動車・部品、電気電子製品などは段階的撤廃）。日本はインドネシアからの輸入額の約93%の品目で関税を撤廃し、ほぼすべての鉱工業品関税、エビおよび林産物（合板を除く）関税は即時撤廃、バナナには関税割当を設定し年間1000トまでは無税とする。日本の看護師・介護福祉士受け入れ、知的財産権保護体制の整備協力なども規定された。またエネルギー・鉱物資源安定供給のための枠組みとして、需給に関する政府間協議やインドネシアが輸出規制を行う際に日本に早期通報する制度などが導入される。2007年3月に最終合意に達した対ブルネイEPAは同年6月に署名された。発効後10年以内に二国間貿易のほぼすべてにあたる品目で関税撤廃が行われる内容である。対インドネシアEPAと類似したエネルギー安定供給に関する条項も盛り込まれた。

ベトナムとのEPAは2007年1月に交渉が開始され、同年内に5回の本交渉が行われている。インドとのEPA交渉は2007年1月末に始まった。同年内に4回本交渉が行われ、2008年1月には第5回交渉が開催された。2004年11月以来中断している韓国とのFTA交渉は2007年中も再開されなかった。中国とは2007年12月に第1回ハイレベル経済対話が開催されたが日中FTAには触れられなかった。日本、中国、韓国間の3カ国投資協定交渉は2007年3月に始まっている。

2007年中に6回の本交渉を重ねたAJCEP協定は同年11月の日・ASEAN経済担当相会議で最終合意に至った。日本はASEAN10カ国からの輸入額の90%以上の品目で協定発効直後に、また残りの約3%の品目は5～10年以内に関税撤廃する。除外品目は1%程度とし、コメ、砂糖、乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉などが含まれる。ASEAN先行加盟6カ国は日本からの輸入額の90%以上の品目で10年以内に関税を撤廃する。ベトナムは同様の措置を15年以内実施し、カンボジア、ラオス、ミャンマーは同85%の品目について18年以内に関税撤廃を行う。同協定

が発効すれば日本にとって初の多国間協定となる。製品の原産地比率を日本および ASEAN 諸国で累積することが可能になるため、生産工程が域内 2 カ国以上にまたがる製品（薄型テレビ、自動車など）の生産・販売強化が期待されている。

アジア諸国以外とは、対チリ EPA が 2007 年 3 月に署名され同年 9 月に発効した。チリの対日輸入のほぼすべての品目で、また日本の対チリ輸入の約 90% の品目で 10 年以内に関税撤廃を行う。日本、チリとも鉱工業品のほぼすべてを段階的関税撤廃対象とした。オーストラリアとの EPA 交渉は 2007 年 4 月に開始され、同年内に 3 回の本交渉が行われた。日本はコメ、小麦、牛肉、砂糖、乳製品の自由化除外とエネルギー・鉱産資源の安定供給を求めている。2007 年 1 月に開始が合意されたスイスとの EPA 交渉は 2007 年内に 4 回の本交渉が開催された。湾岸協力会議 (GCC) とは 2007 年 1 月に第 2 回 FTA 交渉が行われている。

中 国

2006 年 11 月に署名されたパキスタンとの FTA が 2007 年 7 月に発効した。第 1 段階としてすべての物品の 85% の品目について 5 年間で関税を削減する（このうち 35% については 3 年間で関税撤廃）。中国は主に家畜類、水産物、野菜類、鉱産資源、繊維の関税を、パキスタンは主に牛肉、羊肉、化学製品、機械類の関税を削減する。2012 年から始まる第 2 段階では貿易額・品目双方の 90% 以上の関税削減を目標としている。2006 年 10 月に始まったシンガポールとの FTA 交渉は 2007 年中も継続された。

ASEAN との物品貿易協定は 2005 年 7 月に発効しており、2007 年 1 月時点で中国と ASEAN 先行加盟 6 カ国の間では貿易品目の約 60% で関税が撤廃されている。ASEAN とのサービス貿易協定は 2007 年 1 月の中・ASEAN 首脳会議で署名され、同年 7 月に発効した。金融、建設、運輸、通信、教育、観光などの分野で相互に市場開放を行い、内国民待遇を与える。また ASEAN との投資協定締結に向けた交渉も並行して行われている。

アジア域外国との FTA では、ニュージーランドとの本交渉が 2007 年中に 5 回開催され、2008 年 1 月に行われた第 15 回交渉で合意に達した。オーストラリアとの本交渉は 2007 年中に 3 回行われたが、同年末までには合意に至らなかった。GCC とは 2007 年 4 月までに物品貿易に関する交渉を終え、サービス貿易交渉が継続されている模様である。アイスランドとは 2007 年 4 月に FTA 交渉が始まった。またペルーとは 2007 年 9 月に FTA 交渉開始に合意し、2008 年 1 月に第 1 回

交渉が行われている。

韓 国

2006年8月に署名された ASEAN との物品貿易協定が2007年6月に発効した(タイとは同年12月に交渉妥結、後述)。品目数・貿易額双方の90%以上が含まれる一般品目の関税は2010年までに撤廃される。貿易品目の7%以下である敏感品目の関税は2012年初までに20%以下に、2016年までに5%以下に引き下げられる。ASEAN 新規加盟4カ国に対してはより長期の自由化期限が適用される。韓国のコメ、ニンニク、トウガラシ、果実類、牛肉、鶏肉、活魚・冷凍魚類などは自由化対象から除外された。2006年7月に交渉が始まった ASEAN とのサービス貿易協定は2007年11月に署名された(タイを除く)。金融、通信、建設、運輸などの分野で相互に市場開放を行う内容である。対 ASEAN 投資協定交渉は2008年内の終了を目標に継続されている。インドとの包括的経済連携協定(CEPA)交渉は2007年末までには終了しなかった。中国との FTA については2007年3月に産官学共同研究が開始された。同年末までに3回の会合が開かれている。

アジア域外国とは、アメリカとの FTA 交渉が2007年4月に妥結(同年6月署名)したことが注目される。同協定ではアメリカが自動車部品と3000cc以下の乗用車関税(現行2.5%)を即時撤廃、3000cc超の乗用車については3年以内に、小型トラックについては10年以内に関税を撤廃する。またアメリカは韓国からの繊維製品輸入額の61%について関税を即時撤廃する。韓国は一律8%の自動車関税を即時撤廃し、自動車特別消費税を3年以内に5%に単一化、自動車税を現行の5段階から3段階へ簡素化する。アメリカからのオレンジ、リンゴ、ナシ、トウガラシ、ニンニクなどの輸入については、当面は韓国の収穫期に当たらない時期に関税を削減する季節関税が導入される。ただしこれら農産物の関税は5~10年かけて撤廃される。牛肉関税(現行40%)も15年かけて撤廃する。アメリカからの牛肉輸入に関しては牛海綿状脳症(BSE)問題が絡むが、韓国政府は FTA 交渉妥結後、骨なし牛肉に加え骨付き肉の輸入再開を検討する旨を表明している。豚肉、鶏肉の関税も段階的に撤廃される。コメは自由化の対象外となった。林・水産物については94%の品目で3年以内に関税を撤廃し、残り6%についても段階的に関税撤廃する。朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)領内の開城工業団地で生産された製品の韓国産認定問題については、「朝鮮半島域外加工地域委員会」を新設し、非核化など北朝鮮が一定の条件を満たした場合に同委員会が開城工業団地を

域外加工地域に指定できることとした。2007年末時点で同協定は韓国、アメリカ両国で未批准である。

2007年5月にはEUとのFTA交渉が始まり同年内に5回の本交渉が行われた。11月の第5回交渉においてEUは韓国からの輸入品目に対する関税を7年以内に全廃(そのうち79%は3年以内に撤廃)する提案を行った。韓国は輸入額の68%の品目について3年以内の関税撤廃を提案した。自動車分野では欧州基準適合車をそのまま韓国に輸出できるよう求めるEUと自国基準への適合が必要とする韓国との間に隔たりがある。交渉は2008年も継続される。

2005年7月に始まったカナダとのFTA交渉は2007年も継続され、同年内に3回の本交渉が行われた。メキシコとはFTAの前段階として戦略的経済補完協定(SECA)交渉が2006年2月に開始されたが、交渉は同年6月の第3回で中断されていた。2007年8月、韓国、メキシコ両政府はSECAを正式なFTAに格上げして交渉再開することで合意し、同年12月に交渉が再開された。オーストラリアとのFTA共同研究は2007年5月に開始された。また盧武鉉大統領は2007年3月にサウジアラビアを訪問した際GCCとのFTA締結の意向を表明し、同年11月に交渉開始が合意されている。

台 湾

対パナマ(2004年1月発効)、グアテマラ(2006年7月発効)FTAに続き、2006年6月に署名されていたニカラグアとのFTAが2008年1月に発効した。また2006年11月に交渉終了したホンジュラス、エルサルバドルとの3カ国FTAは2007年5月に署名され、2008年中に発効の見込みである。ドミニカ共和国とのFTAは2007年末時点で交渉継続中である。なお2007年6月にコスタリカが中国と国交を樹立し、台湾との外交関係を断絶した。このため台湾が同国と行っていたFTA関連の協議、交渉はすべて無効となった。コスタリカと中国は2007年10月にFTA共同研究開始で合意している。

インド

日本とは2007年1月末からEPA交渉が始まり、韓国とのCEPA交渉は2007年末時点で継続中、中国との地域貿易協定については共同研究中である。2004年9月にアーリーハーベスト対象82品目の関税削減が始まったタイとのFTAも、その他の品目については交渉が続いている。2006年8月に再開されたASEANと

の物品貿易協定交渉は2007年中も継続された。

アジア諸国以外では、2006年3月に署名されたチリとの特惠貿易協定が2007年9月に発効した。インドがチリからの輸入266品目で、チリがインドからの輸入296品目で関税削減を行う内容である。2007年6月には EU との FTA 交渉が開始された。同年末までに3回の本交渉が行われている。2006年3月の第1回交渉以来中断されていた GCC との FTA 交渉は2007年5月に再開された。オーストラリアとは2007年8月に FTA 共同研究開始で合意した。同研究は2009年中の終了が予定されている。

ASEAN 諸国

2006年2月に開始されたシンガポールとペルーの FTA 交渉は、2007年9月に最終合意に達した。シンガポールが2007年に新たに FTA 交渉入りしたのはウクライナとの1件のみ(5月～)で、メキシコ、カナダ、パキスタン、中国、GCC との交渉は継続された。

マレーシアは、2006年1月からアーリーハーベスト措置を実施していたパキスタンとの FTA に2007年11月に正式署名した。同協定は2008年1月に発効した。マレーシアは貿易額の78%の品目の関税を、パキスタンは同43%の品目の関税をそれぞれ2012年までに撤廃する。2006年6月に開始したアメリカとの FTA 交渉は2007年中には合意に至らなかった。自動車市場、サービス市場の開放および政府調達、知的財産権保護の分野で両国政府の立場に隔たりが大きいようである。オーストラリアとは第5回交渉が2007年3月に予定されていたが(前回本交渉は2006年7月)マレーシア側の主要交渉官の交代を理由に延期された。2008年半ばまでに交渉再開される見込みである。ニュージーランドとの本交渉も2006年4月の第6回以降行われていない(2007年末時点)。2006年11月に FTA 交渉開始に合意したチリとは2007年中に2回(6月、10月)の本交渉を行った。

タイでは2006年9月のクーデタ後に任命されたスラユット政権が二国間 FTA に関する作業を凍結したため、2007年中も対ペルー FTA (2005年11月署名)は批准されず、対欧州自由貿易連合、アメリカ FTA 交渉も中断されたままだった。前述した対日本 EPA 署名と発効は国内経済界の強い要請を受けた例外的措置といえる。ただしタイはスラユット政権下でも ASEAN が主体となる FTA 交渉には参加した。例えば前述した ASEAN 中国サービス貿易協定にはタイも参加している。また韓国側の農水産物市場開放が不十分として2006年8月の署名を見送

った ASEAN 韓国物品貿易協定については2007年4月に韓国との交渉を再開し、同年12月の5回目の交渉で合意に達している。タイは再交渉で特定品目(鉄鋼製品、化粧品、皮革製品など)についてほかの ASEAN 先行加盟国より5～6年長い関税撤廃期限を獲得し、また電気電子製品、合板、糖蜜、冷凍エビ、タピオカ粉などで新たな関税削減を獲得した。しかし韓国はタイが求めたコメ、ニンニク、トウガラシなどの市場開放には応じなかった。タイでは2007年8月に新憲法が施行されたが、その第190条はFTAを締結に際して国会の事前承認を必要とする国際条約(協定)の対象としている。同条規定により国会がFTA審査を開始する前には十分な情報開示と公聴会の開催が必要となる。さらにFTAによって特定の国民や中小企業が悪影響を受けると予想される場合、政府は遅滞なく救済策を講じなければならない。タイが ASEAN 韓国サービス貿易協定交渉に参加しつつも2007年11月の署名に応じられなかったのは同条規定のためである。今後も同じ理由で二国間交渉や ASEAN が主体となる協定への参加が遅滞する可能性がある。

インドネシアは2007年8月、オーストラリアとのFTA共同研究開始を開始した。2008年半ばの終了を予定している。

ASEAN

2015年の ASEAN 経済共同体形成に向けた動きが活発化している。2007年8月の ASEAN 経済閣僚会議では2013年までの域内物流サービス市場統合が合意された。同年11月の ASEAN 首脳会議は経済共同体実現への行程を定めた「ASEAN 経済共同体青写真」を採択した。この青写真は物品、サービス、投資、資本、労働力の5分野を中心に具体的な自由化措置を決められた期限内に実施する内容となっている。

ASEAN が主体となるFTAとしては、前述した日本、中国、韓国、インドとのほかに2005年2月からオーストラリア・ニュージーランドとの交渉が行われている。2007年には4回の本交渉が開催された。2008年半ばの交渉終了を目標としている。EUとは2007年5月にFTA交渉開始で合意した。第1回交渉は2008年初に行われる予定である。

ASEAN プラス3・ASEAN プラス6・アジア太平洋自由貿易地域

2007年11月の ASEAN プラス3 (ASEAN10カ国、日本、中国、韓国)首脳会

議で「協力作業計画2007～2017」が採択された。経済・金融協力も計画の柱のひとつとされたが13カ国による単一FTA締結についての直接的な言及はなかった。2007年中のASEANプラス3協力では金融、省エネ、食料安全保障などの分野別合意が目立った。特に域内二国間通貨スワップ協定の東であるチェンマイ・イニシアティブ(2000年5月合意)を発展させ、13カ国が拠出した外貨をプールして緊急時に融通する機関の創設で基本合意に達したことは注目される。

ASEANプラス3首脳会議の直後に開催された東アジア首脳会議では、民間レベルで行われているオーストラリア、ニュージーランド、インドを含めた東アジア包括的経済連携協定(CEPEA)研究の中間報告が行われた。2008年にタイで開催される次回首脳会議に最終報告書と提言が提出される予定である。

全APECメンバーが参加するアジア太平洋自由貿易地域(FTAAP)構想については、2007年9月に行われたAPEC首脳会議に研究報告書が提出された。報告書はFTAAPを長期的展望としつつ、準備段階で考慮が必要なイシューリストの作成や域内既存FTAの類似点・相違点を明らかにし統合の可能性を探る研究の実施などを提言している。これを受け首脳会議はFTAAPの展望を現実的かつ漸進的に吟味すると宣言した。

2008年の課題

2008年中にWTOドーハラウンド交渉が決着する見通しは明るくない。アメリカ政府は2007年7月1日に貿易促進権限を失った。さらに同国は2008年11月に大統領選を控えている。上下両院の過半数議席を民主党に奪われている現政権が、2007年に示した以上の政治決断(農業保護および補助金の削減など)を行うとは考えにくい。参議院で与野党議席が逆転状態にあり、2009年9月の任期満了以前に衆議院解散総選挙が予想される日本も似たような状況といえよう。EUや主要途上国メンバーは様子見の姿勢をとる可能性が高い。

多国間貿易投資自由化の停滞が避けられず、それをアジア諸国がFTAで「補完」しようとするのであれば、域内外を問わず既存FTAの自由化レベルを上げ、広域化していく必要がある。すでに進行している「線」(二国間FTA)から「面」(1国対地域あるいは地域対地域FTA)への動きをさらに進め、自由化レベルの高い単一FTAをまずはASEANプラス3、プラス6で形成し、さらにはFTAAPへとつなげていくための具体的措置の合意および実施が期待される。

(新領域研究センター研究グループ長代理)